

「早川町内雨畑地区発生土仮置き場」(報告日:H28. 10. 6)に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日:H28. 11. 14)	事業者の対応状況
1	<p>今回送付された報告書に基づき、確実に環境保全措置を実施し、自然環境や住民の生活環境に影響が生じないようにすること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、「早川町内雨畑地区発生土仮置き場における環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。</p>
2	<p>仮置き終了後は、できるだけ早期に要対策土を撤去し、適正処理すること。</p>	<p>要対策土の最終的な処理方法については、自社用地内における遮水シート等による封じ込めを基本に考えています。 仮置き場に保管している要対策土については、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。</p>